5　裁定委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、電子情報処理組織を使用する方法による文書等の写しの提出に使用した書面を提出させることができる。

6　第一項の規定により提出された文書等の写しが第四項に規定するファイルに記録されたときは、裁定委員会は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

第十四条の十二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十四条の十一　［同上］

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第三号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［削る］	（電子メールを利用した書面の提出） **第二十四条の三**　前条第一項の規定によりファクシミリを利用して送信することにより提出することができる書面のうち、次に掲げる書面については、裁定委員会が認めた場合は、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用して提出することができる。 一　準備書面 二　第四十五条第一項及び第三項から第五項までに規定する書面 三　第四十五条の二第一項に規定する証拠説明書 2　裁定委員会は、前項の規定により提出された書面が中央委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
第三十八条の四　［略］	**第三十八条の四**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　第一項又は第二項の規定による直送は、直送をしなければならない書面の写しの交付又はファクシミリを利用しての送信によつてする。ただし、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によることができる。	5　第一項又は第二項の規定による直送は、直送をしなければならない書面の写しの交付又はファクシミリを利用しての送信によつてする。ただし、裁定委員会が認めた場合には、電子メールの送信によることができる。
第四十五条の二　［略］	**第四十五条の二**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　第三十八条の四第五項の規定は、前項の規定により証拠説明書及び文書等の写しを直送する場合について準用する。	4　第三十八条の四第五項本文の規定は、前項の規定により証拠説明書及び文書等の写しを直送する場合について、第三十八条の四第五項ただし書の規定は、前項の規定により証拠説明書を直送する場合について準用する。
［5～8　略］	［5～8　同上］